若手育成型の応募対象:

平成22年4月1日現在で満39歳以下の者(昭和45年4月2日以降に生まれた者)

- ※新規採択時にのみ本条件を適用する。
- ※満年齢の算定は誕生日の前日に1歳加算する方法とする。
- ※産前・産後休業及び育児休業を取った者は、その日数を応募資格の制限日に加算することができる。

<公募研究課題>

【一般公募型】

- ① 化学物質の有害性評価の迅速化・高度化に関する研究
 - ア)化学物質の有害性評価の迅速化・高度化に関する研究 (22250101) 毒性が明らかでない化学物質について、化学物質の構造及び毒性発現メカニズムの観点から、化学物質の毒性学的影響を高精度な予測に基づき評価し、動物試験の削減に資する研究を優先する。
 - イ)毒物劇物の安全管理の高度化に関する研究 (22250201) 毒物劇物による事故のリスク評価に基づく安全管理手法の開発を通じて、これらによ る事故の削減に資する研究を優先する。
- ② 化学物質の子どもへの影響評価に関する研究 (22250301) 子どもなど化学物質に対して高感受性と考えられる集団に関して、これらの集団に特有な有害性発現メカニズムを解明し、これに基づき健康影響を評価するための試験法の開発であること。単に個別物質の毒性評価を行うものは対象とせず、低用量における遅発性の有害影響など、これらの集団に特有な発現メカニズムに基づく有害性について、毒性学的概念の確立に資する研究、国際的に通用しうる体系的・総合的な評価手法の開発に資する研究を優先する。
- ③ ナノマテリアルのヒト健康影響の評価手法に関する研究 (22250401) 産業利用を目的として意図的に生成、製造されるナノマテリアル及びナノマテリアル利用製品について、有害性評価手法を開発し、ナノマテリアルの有害性情報等の集積に資する研究。特に、研究対象とするナノマテリアルの用途等を踏まえて、その吸入ばく露(経気道ばく露により代用するものを含む。)及び経皮ばく露に関して国際的に通用しうる有害性評価手法及びリスク評価手法を開発する研究を優先する。
- ④ 家庭用品の安全対策に関する研究 (22250501) 日常生活において頻用されている家庭用品由来の化学物質について、ばく露量の推計及 びリスク評価を行うことにより、人体への直接ばく露(主として経気道、経皮)による健 康影響の懸念がある化学物質の特定を行うことにより、家庭用品の安全対策に資する研究 を優先する。

【若手育成型】

⑤ 一般公募型課題のうち若手育成に資する研究 (22250601) 本研究枠では、若手研究者が自ら主体となって、上記①~④の公募研究課題について実施する新規性のある研究課題について公募する。